



南池袋介護老人保健施設アバンセ 利用料一覧

(平成30年4月1日現在)

I. 施設入所サービス・利用料金

多床室 (4人部屋)

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	居住費	食費	日額基本料金	月額(30日)基本料金	
介護保健施設 サービス	(I-iii)	要介護 1	771単位	841円	800円	2,100円	3,741円	112,230円
		要介護 2	819単位	893円	800円	2,100円	3,793円	113,790円
		要介護 3	880単位	960円	800円	2,100円	3,860円	115,800円
		要介護 4	931単位	1,015円	800円	2,100円	3,915円	117,450円
		要介護 5	984単位	1,073円	800円	2,100円	3,973円	119,190円

従来型個室 (1人部屋)

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	居住費	※特別な室料	食費	日額基本料金	月額(30日)基本料金	
介護保健施設 サービス	(I-i)	要介護 1	698単位	761円	1,640円	2,000円	2,100円	6,501円	195,030円
		要介護 2	743単位	810円	1,640円	2,000円	2,100円	6,550円	196,500円
		要介護 3	804単位	877円	1,640円	2,000円	2,100円	6,617円	198,510円
		要介護 4	856単位	933円	1,640円	2,000円	2,100円	6,673円	200,190円
		要介護 5	907単位	989円	1,640円	2,000円	2,100円	6,729円	201,870円

※ 特別な室料(消費税別途)については、施設とご利用者様との契約に基づき定めます。

基本加算項目 (該当項目が上記月額基本料金にプラスされます)

加算項目	内容	単位数	日額	月額(30日)
栄養マネジメント加算	管理栄養士が全入所者対象に栄養マネジメントを実施した場合、1日につき	14単位	16円	458円
サービス提供体制強化加算 (いずれか一つを算定)	(I)イ 介護福祉士を60%以上配置	18単位	20円	589円
	(I)ロ 介護福祉士を50%以上配置 ★アバンセ該当項目	12単位	13円	393円
	(II) 常勤職員を75%以上配置	6単位	7円	197円
	(III) 3年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円	197円
夜勤職員配置加算	基準以上の夜勤職員を配置	24単位	27円	785円
介護職員処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×3.9%	合計単位数	×3.9%	介護度や加算状況により異なります

入所 / 外泊時 加算項目

加算項目	内容	単位数	1日につき
初期加算	入所日から起算して30日以内の期間、1日につき	30単位	33円
外泊加算	月6日を限度とし、1日につき(所定単位数に代えて)	362単位	395円
外泊時在宅サービス利用費用	退所が見込まれる者に対し、外泊時に施設が在宅でのサービスを提供した場合、月6日を限度とし、1日につき	800単位	872円

入所 / 退所時 加算項目

各種加算		内容	単位数	1回につき
入所前後訪問 指導加算	(Ⅰ)	入所中 1回限り	450単位	491円
	(Ⅱ)	入所中 1回限り	480単位	524円
再入所時栄養連携加算		再入所時 1回限り	400単位	436円
支退 援所 加時 算等	試行的退所時指導加算		400単位	436円
	退所時情報提供加算		500単位	545円
	退所前連携加算		500単位	545円
老人訪問看護指示加算		退所時 1回限り	300単位	327円
認知症情報提供加算		退所時 1回限り	350単位	382円
かかりつけ医連携薬剤調整加算		退所時 1回限り	125単位	137円

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

各種加算	内容	単位数	1日につき
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰率、ベッド回転率、入退所前後の訪問指導割合、リハビリ専門職や支援相談員の配置割合、重度者の入所受入など施設の在宅復帰や在宅療養の取り組みに対して、一定の基準を満たした場合、基本単位にプラスして、1日につき	34単位	37円

リハビリテーション / 栄養加算項目ほか

各種加算	内容	単位数	1日/1月につき	
短期集中リハビリテーション 実施加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、1日につき	240単位	262円	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	認知症と診断された入所者に対して、集中的な個別リハビリテーションを実施した場合、3ヶ月を限度に、又1週に3日を限度とし、1日につき	240単位	262円	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対して口腔ケアに関わる指導を行っている場合、1月につき	30単位	33円	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者の口腔ケアを月2回以上行った場合、1月につき	90単位	99円	
経口移行加算	経管から経口摂取へ移行するために、栄養管理、食事訓練等を行った場合、180日を限度とし、1日につき	28単位	31円	
経口維持加算	(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、著しく誤嚥が認められる者を対象に、特別な管理が行われた場合、1月につき	400単位	436円
	(Ⅱ)	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者を対象に、特別な管理が行われた場合、1月につき	100単位	109円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食に対し、1日3回を限度とし、1食につき	6単位	7円	
低栄養リスク改善加算	低栄養状態にある入所者に対し、低栄養状態の改善等を行う計画を作成し、定期的な評価、計画的な栄養管理を行った場合、6ヶ月を限度とし、1月につき	300単位	327円	
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者の受入れを行った場合、1日につき	120単位	131円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動等の変化により、在宅での生活が困難と認められ、緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	200単位	218円	
褥瘡マネジメント加算	継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行った場合、3ヶ月に1回を限度とし、1月につき	10単位	11円	

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
排せつ支援加算	排せつに介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減等を図るための計画を作成し、定期的な評価、計画的な排せつ支援を行った場合、6ヶ月を限度とし、1月につき	100単位	109円
ターミナルケア加算	死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき	160単位	175円
	死亡日前日及び前々日については、1日につき	820単位	894円
	死亡日については	1,650単位	1,799円
緊急時治療管理費	入所者の病状が重篤となり緊急時治療管理が行われた場合、1月1回、3日を限度とし、1日につき	511単位	557円
所定疾患施設療養費	(Ⅰ) 特定の病気を患った入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1月1回、7日を限度とし、1日につき	235単位	257円
	(Ⅱ)	475単位	518円

※ その他、日用品費、教養娯楽費、洗濯代、理美容代等については、別紙をご参照ください。

「特定入所者介護サービス費」について（入所・ショート共通）

※ サービス利用時の居住費及び食費は、ご利用者及びご家族様との契約に基づき決定しますが、所得の低い方（特別区民税世帯非課税者）に対しては、3つの利用者負担段階による居住費・食費の軽減措置が設けられ、認定者は当該負担限度額の範囲内でご利用いただけます。

※ 減額の対象となる方は、お住まいの区市町村の介護保険窓口で申請手続きを行ってください。

Ⅱ. 短期入所（介護予防）・ショートステイ利用料金

多床室（4人部屋）

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	滞在費	食費	日額基本料金	
予介護 防護	(Ⅰ-iii)	要支援 1	611単位	666円	800円	2,100円	3,566円
		要支援 2	765単位	834円	800円	2,100円	3,734円
短期入所療養介護	(Ⅰ-iii)	要介護 1	826単位	901円	800円	2,100円	3,801円
		要介護 2	874単位	953円	800円	2,100円	3,853円
		要介護 3	935単位	1,020円	800円	2,100円	3,920円
		要介護 4	986単位	1,075円	800円	2,100円	3,975円
		要介護 5	1,039単位	1,133円	800円	2,100円	4,033円

従来型個室（1人部屋）

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	滞在費	※特別な室料	食費	日額基本料金	
予介護 防護	(Ⅰ-i)	要支援 1	578単位	630円	1,640円	2,000円	2,100円	6,370円
		要支援 2	719単位	784円	1,640円	2,000円	2,100円	6,524円
介護 サービス 施設	(Ⅰ-i)	要介護 1	753単位	821円	1,640円	2,000円	2,100円	6,561円
		要介護 2	798単位	870円	1,640円	2,000円	2,100円	6,610円
		要介護 3	859単位	937円	1,640円	2,000円	2,100円	6,677円
		要介護 4	911単位	993円	1,640円	2,000円	2,100円	6,733円
		要介護 5	962単位	1,049円	1,640円	2,000円	2,100円	6,789円

※ 特別な室料（消費税別途）については、施設とご利用者様との契約に基づき定めます。

基本加算項目（該当項目が上記月額基本料金にプラスされます）

加算項目		内容	単位数	日額
サービス提供体制強化加算 (いずれか一つを算定)	(Ⅰ)イ	介護福祉士を60%以上配置	18単位	20円
	(Ⅰ)ロ	介護福祉士を50%以上配置 ★アバンセ該当項目	12単位	13円
	(Ⅱ)	常勤職員を75%以上配置	6単位	7円
	(Ⅲ)	3年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円
夜勤職員配置加算		基準以上の夜勤職員を配置	24単位	27円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×3.9%	合計単位数	×3.9%

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

加算項目	内容	単位数	1日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰率、ベッド回転率、入退所前後の訪問指導割合、リハビリ専門職や支援相談員の配置割合、重度者の入所受入など施設の在宅復帰や在宅療養の取り組みに対して、一定の基準を満たした場合、基本単位にプラスして、1日につき	34単位	37円

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1回につき
送迎加算	送迎を行った場合、片道につき	184単位	201円
個別リハビリテーション実施加算	20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合、1日につき	240単位	262円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食に対し、1日3回を限度とし、1食につき	8単位	9円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1日につき	120単位	131円
緊急短期入所受入加算	緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	90単位	99円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動等の変化により、在宅での生活が困難と認められ、緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	200単位	218円
緊急時治療管理費	入所者の病状が重篤となり緊急時治療管理が行われた場合、3日を限度とし、1日につき	511単位	557円
重度療養管理加算	要介護4、5で特定の状態にある利用者に対し、療養上必要な処置等を計画的に行った場合、1日につき	120単位	131円
特定短期入所療養介護費 (所定単位数に代えて)	日帰りショートステイで、3～4時間利用の場合	654単位	713円
	日帰りショートステイで、4～6時間利用の場合	905単位	987円
	日帰りショートステイで、6～8時間利用の場合	1,257単位	1,371円

※ その他、日用品費、教養娯楽費、洗濯代、理美容代等については、別紙をご参照ください。

Ⅲ. 通所リハビリテーション・利用料金

種別	開催日/時間	要介護状態区分	単位数	利用料	食費	日額基本料金
通所リハビリ	毎週 月曜～土曜日 6時間以上 7時間未満 通常規模型	要介護 1	667単位	741円	750円	1,491円
		要介護 2	797単位	885円	750円	1,635円
		要介護 3	924単位	1,026円	750円	1,776円
		要介護 4	1,076単位	1,195円	750円	1,945円
		要介護 5	1,225単位	1,360円	750円	2,110円

基本加算項目（該当項目が上記月額基本料金にプラスされます）

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
サービス提供体制強化加算 (いずれか一つを算定)	(I)イ	介護福祉士を50%以上配置 ★アバンセ該当項目	18単位	20円
	(I)ロ	介護福祉士を40%以上配置	12単位	14円
	(III)	3年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円
リハビリテーション提供体制加算		リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築している事業所に対して、1日につき	24単位	27円
リハビリテーションマネジメント加算 1. 6ヶ月以内 2. 6ヶ月以降	(I)	個別のリハビリテーション実施計画書を多職種協働で作成し、それに基づくリハビリテーションを実施している場合、1月につき	330単位	367円
	(II)1	(I)に加え、毎月1回以上(6ヶ月以内)又は3ヶ月に1回(6ヶ月以降)リハビリテーション会議を開催し、その計画書に関して理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者・家族に説明し、同意を得るとともにその内容を医師へ報告した場合、1月につき	850単位	944円
	(II)2		530単位	589円
	(III)1	(II)の内容において、担当の医師が直接利用者・家族に説明し、	1,120単位	1,244円
	(III)2	同意を得た場合、1月につき	800単位	888円
	(IV)1	(III)の内容において、当該計画書等の内容に関するデータを、	1,220単位	1,355円
	(IV)2	厚生労働省のシステムを利用して提出している場合、1月につき	900単位	999円
短期集中リハビリテーション実施加算		退院(退所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に、個別のリハビリテーションを行った場合、1日につき	110単位	123円
認知症短期集中リハビリテーション加算	(I)	認知症と診断された利用者に対して、個別のリハビリテーションを行った場合、1週間に2日を限度として、退院(退所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内、1日につき	240単位	267円
	(II)	認知症と診断された利用者に対して、1ヶ月に4回以上リハビリテーションを行った場合、退院(退所)日又は通所開始月から起算して3ヶ月以内、1月につき	1,920単位	2,132円
入浴介助加算		入浴介助を行った場合、1日につき	50単位	56円

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
生活行為向上リハビリテーション実施加算		生活行為の向上を図るためのリハビリテーションを行った場合、リハビリテーション開始月から起算して3ヶ月以内、1月につき	2,000単位	2,220円
		上記の内容で、開始月から起算して3ヶ月超6ヶ月以内、1月につき	1,000単位	1,110円
中重度者ケア体制加算		中重度の要介護者(要介護3、4、5)を受入れる体制を構築している場合、1日につき	20単位	23円
若年性認知症利用者受入加算		若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1日につき	60単位	67円
口腔機能向上加算		個別の口腔機能改善計画に基づき、言語聴覚士等が口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合、月2回を限度とし、1回につき	150単位	167円
栄養改善加算		個別の栄養ケア計画に基づき、管理栄養士と看護・介護職員の協働による栄養改善指導や食事サービス等を行った場合、月2回を限度とし、1回につき	150単位	167円
栄養スクリーニング加算		利用者の栄養状態について担当する居宅の介護支援専門員に情報提供した場合、6月に1回を限度とし、1回につき	5単位	6円
重度療養管理加算		要介護3、4、5で特定の状態にある利用者に対し、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを実施した場合、1日につき	100単位	111円
介護職員処遇改善加算(I)		(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×4.7%	合計単位数	×4.7%

※ 送迎を行わなかった場合には、片道につき53円の減額となります。

※ 日用品費、教養娯楽費については、別紙をご参照ください。

※ 通所のご利用にあたって、連絡用ファイル(300円)を初回にご購入いただきます。

Ⅳ. 介護予防通所リハビリテーション・利用料金

種別	開催日/時間	要介護状態区分	①月額 基本単位数	②サービス提供 体制強化加算	合計単位数 (①+②)	月額 基本料金	食費 (1日につき)
通介 所護 り予 ハ防	毎週 月曜～土曜日 6時間以上 7時間未満	要支援 1	1,712単位	72単位	1,784単位	1,981円	750円
		要支援 2	3,615単位	144単位	3,759単位	4,173円	750円

※ 上記利用料金は月額での計算となります。ただし、食費については750円×ご利用日数の計算となります。

※ 送迎・入浴に関する料金は、上記介護予防通所リハビリテーション費(月額基本料金)に含まれます。

※ サービス提供体制強化加算は、加算(Ⅰ)イの「介護福祉士を50%以上配置」の加算となります。

基本加算項目

加算項目	内容	単位数	1月につき
リハビリテーション マネジメント加算	個別のリハビリテーション実施計画書を多職種協働で作成し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合、1月につき	330単位	367円

選択的サービス(各種加算)

加算項目	内容	単位数	1月/1回につき
運動器機能向上加算	理学療法士等を中心に個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づく適切なサービスが実施、定期的な評価及び計画の見直し等が行われた場合、1月につき	225単位	250円
口腔機能向上加算	言語聴覚士等を中心に個別の口腔機能改善計画を作成し、これに基づく適切なサービスが実施、定期的な評価及び計画の見直し等が行われた場合、1月につき	150単位	167円
栄養改善加算	管理栄養士等を中心に個別の栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスが実施、定期的な評価及び計画の見直し等が行われた場合、1月につき	150単位	167円
栄養スクリーニング加算	利用者の栄養状態について担当する居宅の介護支援専門員に情報提供した場合、6月に1回を限度とし、1回につき	5単位	6円
生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	生活行為の向上を図るためのリハビリテーションを行った場合、リハビリテーション開始月から起算して3ヶ月以内、1月につき	900単位	999円
	上記の内容で、開始月から起算して3ヶ月超6ヶ月以内、1月につき	450単位	500円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×4.7%	合計単位数	×4.7%

※ 日用品費、教養娯楽費については、別紙をご参照ください。

※ 通所のご利用にあたって、連絡用ファイル(300円)を初回にご購入いただきます。

南池袋介護老人保健施設アバンセ 利用料一覧《別紙》

平成29年8月1日現在

I. 日用品費・利用料金

品目	料金
おしぼり	15 円 (1本)
多目的タオル	25 円 (1枚)
エプロン	25 円 (1枚)
入浴セット A【シャンプーセット】	80 円 (1回)
入浴セット B【薬用シャンプーセット】	100 円 (1回)
ボディローション	20 円 (1回)
ドライボディソープ(清拭用)	30 円 (1回)
介護用歯ブラシ(くるりな/ミニモアブラシ)	420 円 (1本)
介護用歯ブラシ(柔らか歯ブラシ)	90 円 (1本)

※上記日用品費は非課税となります。

II. 教養娯楽費・利用料金

クラブ活動内容	材料費
書道・絵画クラブ	実費
手芸・工作クラブ	実費
音楽・脳トレクラブ	実費

※行事費等についても実費となります。

III. 理美容・利用料金 ※外注サービス

【業者未確定の為、参考の料金表】

サービス内容	料金	
丸刈り	2,000 円	
丸刈り + 顔剃り	2,500 円	
カットのみ	2,500 円	
カット + 顔剃り	3,000 円	
カット + 顔剃り + シャンプー	3,500 円	
上記の料金にプラス	部分パーマ	2,500 円
	パーマ	4,000 円
	ヘアカラー	3,500 円 ~

IV. 業者洗濯・利用料金 ※外注サービス

業者洗濯	料金	
通常の洗濯セット	洗濯(大)	1,000 円
	洗濯(小)	500 円
汚染時等臨時で洗濯物が発生した場合 または個別の洗濯料金	パジャマ上下	300 円
	トレーナー・ブラウス・セーター等	150 円
	ズボン・肌着等	150 円
	パンツ・靴下等	100 円
	バスタオル	150 円
	タオル・ハンカチ	100 円

※臨時であっても洗濯物合計で500円を超えた場合は、洗濯(小)の請求となります。

※新規利用開始時に洗濯袋セット(2枚 計300円)をご購入いただきます。

※上記、利用料合計に別途消費税がかかります。